

株式会社うすい百貨店等に対する支援決定について

平成15年8月28日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構(以下「機構」という。)は、下記の対象事業者について、株式会社産業再生機構法(平成15年法律第27号。以下「法」という。)第22条第3項に規定する支援決定を行いました。

1. 対象事業者の氏名又は名称

株式会社うすい本社
株式会社うすい百貨店

2. 対象事業者と連名で再生支援の申込みをした金融機関等の名称

株式会社秋田銀行

3. 事業再生計画の概要： 別紙

4. 主務大臣の意見

意見なし

5. 事業所管大臣の意見

意見なし

6. 買取申込み等期間： 平成15年 8月29日から
平成15年 9月30日まで(機構必着)

7. 一時停止要請

法第24条第1項に基づき、「関係金融機関等」に対して、上記6に記載する買取申込み等期間の満了するまでの間、対象事業者に対し債権の回収その他債権者としての権利行使を行わないよう要請いたしました。

8. 支援決定についての機構の考え方

本件支援決定についての機構の考え方は次の通りです。

ポイントは3点あります。

第1は、当社が店舗を構える郡山市街地、ならびに郡山市を中心とした商圈で百貨店という小売業態が必要不可欠な存在であるという事実です。東北地方で人口

が30万人を超えるような主要都市のほとんどには複数の百貨店が存在しており、百貨店という業態に対する消費者の需要は強いといえます。人口30万人超を誇る郡山市においても百貨店に対する潜在需要は大きいことが推測され、地域経済の振興、消費者への高質商品の提供という観点から、郡山商圏で唯一の百貨店業態である「うすい百貨店」を支援する意義は大きいと考えます。

第2は、同社の既存店舗が百貨店業態としては優良なインフラであり、店舗運営の改善によって、収益性の改善の可能性が高いと考えられることです。同社の既存店舗は売り場面積が31,000㎡(地下1階から地上10階の計11フロア)を超える大型店であり、店舗年齢の若さやその外観・内装などを考慮すると、ハイエンドの高額品を品揃えするに値する優良店舗と言えます。

店舗運営の具体的な変更として、テナントの有効活用を考えています。同社は、従来型百貨店のビジネスモデルとして自前売り場にこだわるあまり、商品力がないう冗長な売り場や高い人件費といった問題を内包したまま、業績悪化の道を進ってきました。こうした負のトレンドに終止符を打つべく、集客力のあるテナントを積極的に導入して売上の減少に歯止めをかけ、同時に自前売り場の縮小に伴う自社人員の削減で高コスト構造の見直しを行います。また、人件費のみならず、家賃引き下げについても同様の努力を行います。

第3は、これが地方百貨店の再生のモデルとなる可能性が高いということです。

現在、多くの地方百貨店が業績不振に陥っています。もちろん、長期にわたるデフレが地方百貨店の窮境の遠因であることは否めません。しかし、業績不振は、マクロ的な個人消費不振だけでなく、過剰な固定費(家賃や人件費)や過剰な債務(たとえば、大型店舗への投資によって発生したバランスシートの悪化)による場合が少なくありません。同社の業績不振の要因も同様と認識しており、これを是正して業績を改善させることで、地方百貨店再生の橋頭堡を築くことができるのではないかと考えています。

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル 9階		
株式会社産業再生機構	企画調整室	伊藤、鎌田
	電話番号	03-6212-6437